

# 第6次熊本県食の安全安心推進計画

令和7年度(2025年度)～令和10年度(2029年度)

概要

令和7年3月



## 第6次 熊本県食の安全安心推進計画とは

「熊本県食の安全安心推進条例」に基づいて、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した「第5次熊本県食の安全安心推進計画（令和3年度～令和6年度）」の期間が終了することに伴い、新たに「第6次熊本県食の安全安心推進計画（令和7年度～令和10年度）」を策定しました。

本計画は、食の安全安心確保のための達成目標と具体的取組を定めた行動計画であり、その他の関係計画等と調和を図りながら実施します。

### 施策の体系

#### 基本的施策

##### 1 生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保

食品関連事業者による自主的な取組を促進するとともに、食品の監視指導を充実し、食品の生産から消費に至る各段階における食の安全性を確保します。

##### 2 正確で分かりやすい情報の提供

消費者が自らの判断で適切に食品を選択できるよう、食品関連事業者による適正な食品表示を進めるとともに、消費者に対し、食品関連事業者が保有する食の安全性に関する情報や県の施策等について、正確で分かりやすい情報を提供します。

##### 3 関係者の相互理解と信頼関係の確立

食品関連事業者と消費者が、相互に理解し信頼関係を築くことが食に対する安心感につながるため、県はもとより、食品関連事業者や消費者等の関係者が連携してリスクコミュニケーションを推進し、協働した取組を進めます。

##### 4 食の安全安心確保のための体制の充実

県庁内関係部局や関係機関との連携の強化や、食品検査体制の充実、専門的な知識を備えた人材の育成、食の安全安心確保のための研究開発・普及など、具体的な取組を進めるために必要な基盤の強化を図ります。

#### 施策の展開

(1) 生産段階における安全性の確保

(2) 製造・加工段階における安全性の確保

(3) 流通・販売段階における安全性の確保

(4) 消費段階における安全性の確保

(1) 適正な食品表示の推進

(2) 的確な情報収集・提供の推進

(1) リスクコミュニケーションや関係者間の連携の促進

(2) 消費者等の意見の反映

(3) 食の安全安心につながる食育の推進及び農林水産業への理解と共感の醸成

(4) 食の安全安心確保のための取組等に関する情報発信

(1) 食の安全安心確保のための取組の総合的推進

(2) 食の安全安心確保に携わる行政関係職員の資質向上及び地域における人材の育成

(3) 食の安全安心確保のための技術の研究開発・普及促進並びに食品検査体制の堅持

(4) 食に関する問題発生時の対応

(5) 大規模災害等発生時の食の安全安心の確保

# 計画の推進に向けて

## 1 関係者の役割・責務

本計画を推進するため、県を始め、生産から消費に至る各段階の全ての関係者が、条例に定められた責務または役割を認識し、それぞれの取組を推進していきます。

### ① 県の責務

食の安全安心の確保についての基本理念に基づき、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します。

### ② 食品関連事業者の責務

- 事業活動を行うに当たって、自らが食の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全安心を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において自主的に講じる責務があります。
- 事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品に関する正確かつ適切な情報を消費者に対し明確かつ平易に提供するよう努めなければなりません。
- その事業活動に関し、県が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力する責務があります。

### ③ 消費者の役割

自ら進んで食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全安心の確保に関する県の施策及び食品関連事業者の取組に対して意見を表明し、または食品を合理的に選択するなど、食の安全安心の確保に積極的な役割を果たすことが重要です。

## 2 計画の進行管理等

### (1) 進行管理

食の安全・安心の確保に向け、本計画を着実に推進していくため、毎年度、熊本県食の安全対策会議及びくまもと食の安全安心県民会議において、本計画の進捗状況等を確認し、進行管理を行います。

なお、進行管理に当たり、取組の成果を把握するための「成果指標」（成果指標の設定が難しい場合は「参考指標」）、及び施策の推進に向けた取組を具体的にかつ計画的に実施していくための「活動指標」を設定します。

### (2) 実施状況の公表

本計画の進捗状況や実施結果等について、県ホームページや県民会議等で公表します。

# 基本的施策における主な取組

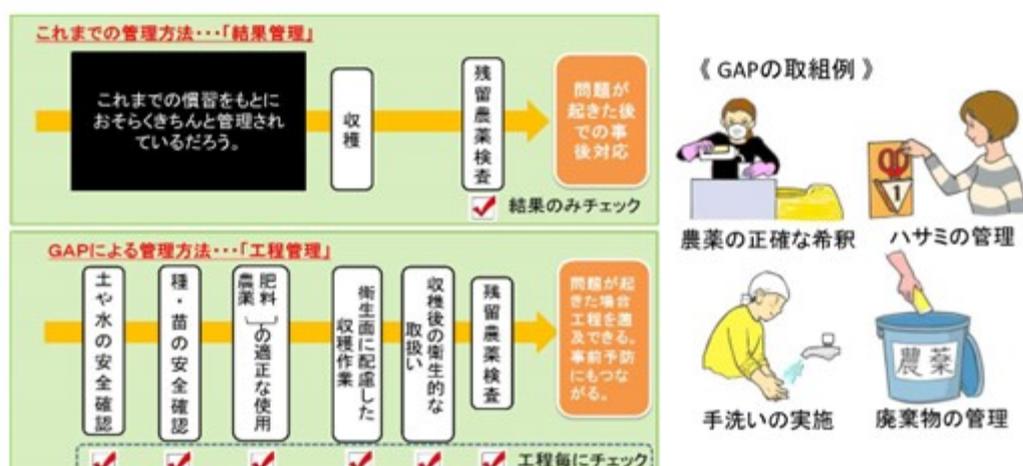
## 1 生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保

- 農薬等の適正使用の普及  
農薬指導士などを対象に、講習会等により指導の充実を図ります。  
【農業技術課】
- 畜水産物の生産履歴の記帳及び自主検査等の促進  
県産畜水産物の生産履歴記帳の促進や、養殖業者認証の推進を図ります。  
【畜産課・水産振興課】
- GAP（農業生産工程管理）の推進  
生産者に対して、GAPの導入に向けた支援を行うとともに、GAP指導員の資質向上のための研修会を開催します。  
【農業技術課・林業振興課】

### ワンポイント！

#### GAP(農業生産工程管理)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動を言います。



- 食品関連事業者の自主衛生管理体制の強化  
保健所等による食品関連事業者を対象とした講習会の開催や、食品衛生指導員による食品関連施設への巡回指導等を実施し、食品関連事業者の衛生意識の向上を図ります。  
【健康危機管理課】
- HACCPに沿った衛生管理の充実・強化  
国際標準の食品衛生管理手法であるHACCPの導入施設等に対して食品衛生監視員等による技術的支援やHACCP導入後の検証を行います。  
【健康危機管理課】

## ワンポイント！

### HACCP（ハサップ）

「Hazard Analysis and Critical Control Point」（危害分析重要管理点）

米国で開発された高度な衛生管理手法で、最終製品を抜取検査する従来の手法とは違い、原料の受入から製造・出荷までの全工程において、危害防止に繋がるポイントを継続的に監視・記録します。

問題のある製品の出荷を未然に防止でき、また、事故が起きた場合でも、速やかに原因を特定し、迅速に対応することが可能となります。

### HACCP方式と従来方式との違い

原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法です。

これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされています。



#### ○輸入食品の監視及び他機関との連携強化

県内に流通する輸入食品について、残留農薬等の検査や指定外添加物の検査などを計画的に実施するとともに、国及び他の自治体と連携し、違反食品等に関する情報収集を行います。また必要に応じて県民に情報発信します。

【健康危機管理課】

#### ○生産段階、製造・加工段階、流通・販売段階における安全性の確保

生産から流通に至る各段階における食品の残留農薬等の検査を実施します。

【くらしの安全推進課】

#### ○食品の安全性や食品衛生に関する知識の普及促進

出前講座等を通じた食品の安全性の確保に関する情報の提供や、県ホームページによる食中毒予防対策等の食品衛生知識の普及啓発を行います。

【くらしの安全推進課・健康危機管理課】

#### ○若年層への食の安全に関する学習機会の提供

中学生や高校生などを対象とした講座等を開催し、若年層の食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得を促進します。

【くらしの安全推進課】

#### ○消費者相談体制の充実

「食の安全110番」等に寄せられた県民からの相談・苦情について迅速かつ的確に対応します。

【くらしの安全推進課】

## 主な成果指標

指 標	R5年度	目標値			
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
トラフグ・マダイ・ブリ・シマアジ・クルマエビ等養殖業者の認証率※1	37%	39%	41%	44%	46%
農場 HACCP 認証農場数	11 戸	11 戸	11 戸	12 戸	12 戸
国際水準 GAP 指導員養成数※2	261 人	280 人	300 人	310 人	320 人

※1 これまで安心安全な養殖魚を適正に養殖している養殖業者を魚類のみで認証していたが、クルマエビを新たに認証魚種として加えたもの。

※2 国際水準 GAP の指導員育成を図ることにより国際水準 GAP 認証取得を促進することとしたもの。

## 主な活動指標

指 標	計 画			
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
農薬安全対策講習会等の開催回数	3 回／年			
動物用医薬品販売業者への立入調査・指導を行う割合	50%			
食品衛生監視指導計画等における収去検査検体数（輸入食品を含む）	1,000 検体／年			
うち食品中のアレルゲンの検査検体数（延べ）	16 検体			

## 2 正確で分かりやすい情報の提供

- 食品関連事業者への食品表示制度の周知及び相談対応  
食品関連事業者の自主的な適正表示への取組を進めるため、県内の食品関連事業所への食品適正表示推進者の設置を促進します。【くらしの安全推進課】
- 適正な食品表示を確保するための巡回調査・指導の実施  
食品表示の巡回調査・指導や「食の安全110番」への相談・苦情案件の調査を実施し、不適正表示に対し改善指導を行います。【くらしの安全推進課】
- 食品の偽装根絶のための情報収集と取締り  
新たな産地偽装の発生を防止するため、情報収集に取り組むとともに、抜き取り検査等の取締りを行います。【くらしの安全推進課】



<産地偽装110番 096-333-2739>

- ・受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・受付情報：産地偽装に関する情報

- 県の施策等に関する情報提供  
国や他の自治体から広く情報を収集し、県ホームページを通じて、食の安全安心に関する情報や、県の施策等に関する情報を提供します。  
健康被害のおそれがある問題が発生した際は、迅速な情報提供を行い、被害の防止に努めます。【くらしの安全推進課・健康危機管理課】

ワンポイント！

<食品表示に関する主な法律>

法律等の名称	目的	主な内容
食品表示法	食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称、原材料名、原料原産地名、内容量、食品添加物、消費期限又は賞味期限、保存方法、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造者（又は加工者）氏名又は名称及び製造所（又は加工所）所在地、アレルギー、栄養成分表示</li> <li>・遺伝子組み換え食品に関する事項</li> </ul>
不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）	公正な競争を確保し、一般消費者の利益を保護	品質・規格その他の内容について著しく優良と誤認される表示（優良誤認）、価格や取引条件について著しく有利であると誤認される表示（有利誤認）、その他、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認させる恐れのある表示の禁止
計量法	内容量の適正な表示	特定商品のうち、容器又は包装に密閉して販売する特定商品の正味量

食品表示は、食品の種類によって表示すべき項目が異なります。

例）食品表示法に基づく表示項目

農産物	畜産物	水産物	玄米及び精米	加工食品
				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> <li>・原産地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> <li>・原産地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> <li>・原産地</li> <li>・解凍</li> <li>・養殖</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> <li>・原料玄米</li> <li>・内容量</li> <li>・精米時期等</li> <li>・販売業者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> <li>・原材料名</li> <li>・原料原産地名</li> <li>・添加物</li> <li>・内容量</li> <li>・消費期限または賞味期限</li> <li>・保存方法</li> <li>・製造業者等</li> <li>・アレルギーの表示</li> <li>・栄養成分表示</li> </ul>

主な活動指標

指 標	計 画			
	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
食品関連事業者講習会の参加人数（栄養成分表示や虚偽誇大広告等）	2,000 人／年			
小規模事業所への食品表示巡回調査・指導件数（延べ）	250 件／年			
食の安全セミナー・出前講座等の開催回数	30 回／年			
食の安全安心ポータルサイトの更新回数	24 回／年（1 回／2 週間）※1			
市町村食の安全安心メールネットワークを活用した情報提供件数	12 件／年			

※1 食の安全安心ポータルサイトの作成に伴い指標を変更するもの。定期的な情報提供を行う。

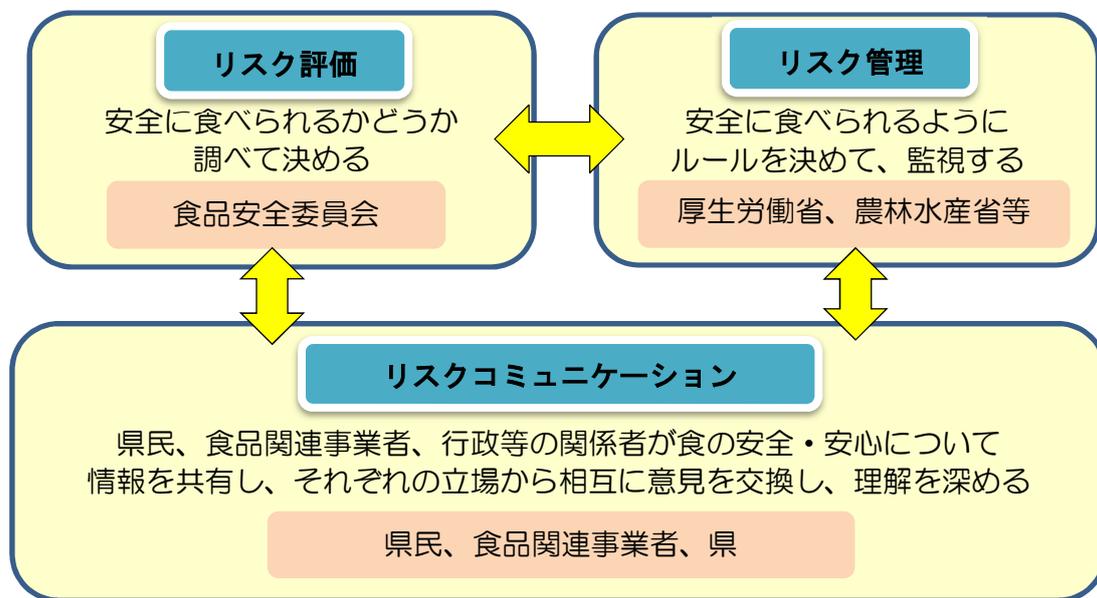
### 3 関係者の相互理解と信頼関係の確立

- 行政、食品関連事業者及び消費者等による意見交換の促進  
セミナーの開催等により、行政、食品関連事業者及び消費者間の意見交換を行います。【くらしの安全推進課】
- くまもと食の安全安心県民会議の運営  
食の生産から消費に至る各段階の関係団体と学識経験者で構成する「くまもと食の安全安心県民会議」を定期的開催し、各分野の県民の意見を幅広く集め、食の安全安心確保に関する施策に反映させます。【くらしの安全推進課】
- 食の安全安心につながる食育の普及啓発  
熊本県民食生活指針を活用し、県民のライフステージの特性に応じた情報を提供します。また、県内市町村の食育推進計画策定を支援し、地域における食育の推進を図ります。【健康づくり推進課】
- 食の安全安心に係る積極的な情報発信の推進  
食の安全安心に関する情報の収集を行うとともに、県や「くまもと食の安全安心県民会議」の各構成団体の食の安全安心のための取組や食の安全安心に関する情報を、イベントやホームページなどを活用して、積極的に情報発信します。【くらしの安全推進課】

#### ワンポイント！

#### 食の安全確保のための「リスク分析」とは

食品に含まれる危害要因が健康に及ぼす悪影響について、その発生を防止し、またはそのリスクを最小限にするための考え方であり、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの3つの要素からなります。



#### 【リスクコミュニケーションの重要性】

食品の安全性を考える際に、県民、食品関連事業者、行政等の関係者間で、それぞれの立場や経験、知識等の違いにより、リスクの捉え方が大きく異なります。

どんな食品にも、食べ方や量によっては多少のリスクがあることを前提としたうえで、関係者が意見交換を行い、相互理解を深めることにより、関係者の意見を反映した食の安全確保のための適切な取組を講じることが出来ます。

## 主な成果指標

指 標	R5年度	目標値			
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
食育の考え方や内容を知り、日常生活の中に生かしている県民の割合(県民アンケート調査結果)	41.8%	50%			

## 4 食の安全安心確保のための体制の充実

### ○県庁内関係部局の連携強化

知事を会長とした庁内の「食の安全対策会議」及び各専門部会を開催し、危機発生時の迅速な対応のための連携の強化を図ります。

【くらしの安全推進課】

### ○食品検査手法の開発及び食品検査体制の堅持

生産から流通に至る各段階における残留農薬等の検査を一元化し、多数の農薬等の迅速分析が可能な食品検査体制を維持し、正確かつ迅速な食品検査を実施します。

【くらしの安全推進課】

### ○安全安心な農水産物の生産や加工を支える技術の研究開発と普及・支援

県農業研究センターでは、安全安心な農産物を生産するために、農薬の使用量や散布回数を削減した病害虫の総合防除技術及び環境への負荷軽減と土壌生産性の維持を両立した施肥並びに土壌管理技術の研究開発を行います。

【農業研究センター】

### ○大規模災害等発生時の食の安全安心の確保

大規模災害等が発生した際は、食中毒防止対策についてのガイドラインに基づき、食中毒などの食による健康被害の発生防止や被害拡大防止等の対策を図ります。

【健康づくり推進課・健康危機管理課】

## 主な活動指標

指 標	計画			
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
検査が可能な農薬等の種類	600種類			

<お問い合わせ先>

熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課 電話096-333-2290

発 行 者：熊本県

所 属：くらしの安全推進課

発行年度：令和6年度